

光化学オキシダントに関する健康影響調査の進捗状況について

1. 背景

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づく環境基準は、常に適切な科学的判断が加えられることとされている。光化学オキシダントについて、健康影響等に関する知見の収集及び整理を実施している。

2. 健康影響調査

平成27年度より、我が国が環境基準を設定した昭和48年以降に得られた疫学、ヒト志願者実験、動物実験等の新たな知見を収集し、その信頼性、確実性のレビューを行っているところ。これまでに収集し、レビューの対象としている論文は、ヒト志願者実験 264 報、疫学 729 報、毒性学 388 報である。

- ・短期曝露の影響の平均化時間に係る知見
- ・ヒト志願者への曝露実験からの肺機能の一時的な低下に係る知見
- ・マウス、ラットへの曝露実験に係る知見 など

（参考）

○現行の環境基準

大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年5月環告25）（抄）

物質	環境上の条件	測定方法
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	

○環境基本法（平成5年法律第91号）（抄）

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 （略）

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 （略）